

裁 決 書

審査請求人

審査請求人  
代理人

処 分 庁 沖縄市福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) が令和2年1月28日付けで提起した処分庁 沖縄市福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護申請却下決定処分 (令和元年11月26日付け沖市保第1126021号。以下「本件処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張  
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張  
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について  
審理員意見書に記載のとおり。

## 2 認定した事実及び本件処分の妥当性について

### (1) 生計及び世帯の認定について

ア 平成31年4月23日、請求人の生活保護受給について、請求人の長女（請求人代理人に同じ。以下「長女」という。）が処分庁に相談した。当時、請求人、請求人の妻（以下「妻」という。）、及び長女はA村に所在する請求人が所有する土地家屋（以下「本件資産」という。）に同居し、請求人と妻の介護のため長女は働いておらず、請求人及び妻の年金で賄われる同一生計の下で生活していた。このときに処分庁は、請求人だけではなく、妻及び長女も同一世帯とみなし、全員保護の対象になる場合があることを長女に説明している（弁明書別添12-2及び12-4）。

イ 令和元年6月、妻が要介護5と認定されB村在の特別養護老人ホームに入所し（弁明書別添13-3及び14）、当該入所費用に妻の年金を充てる必要が生じた。長女は、請求人の年金だけでは生活が厳しく、請求人の介護のため就職することも困難なため、同年11月1日、請求人を沖縄市在の住宅型有料老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に入居させ、同日付けで処分庁に対し請求人の単独世帯として本件保護申請を行った（審査請求書別紙理由書及び弁明書別添12-1、13-3及び14）。申請当時、長女は就職しておらず、依然として請求人と妻の年金による同一生計の下にあったものと認められる。

ウ 本件処分に当たって、処分庁が請求人、妻及び長女の生計及び世帯の同一性について検討した記録は示されていない。処分庁は、請求人が老人ホーム入居により長女とは別に生計を立てることになったから、請求人の単独世帯として認定したと説明している（弁明書4頁4-(2)）。しかしながら、前記イのとおり、申請当時、請求人は長女と生計を一にしており、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）や「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の「第1世帯の認定」の定めに添えば、請求人が「介護老人保健施設」ではない老人ホームへ入居したことにより居住を別とすることとなったことから、転居前の世帯から分離された単独世帯として認定したとすべきものであり、長女の世帯は請求人の出身世帯とみなされる。

### (2) 本件資産の活用について

ア 長女は、平成31年4月23日に処分庁に相談した際に、処分庁から本件資産について保有の可否について検討が必要で売却の可能性もあるとの説明を受けた（弁明書別添12-3）。

イ 長女は、司法書士等からの本件資産の生前贈与を受けるべき時機であるとの助言に従い、令和元年9月27日に本件資産の贈与を受け所有権を移転したもので、資産の活用を忌避する意図はなかったと主張している（審査請求書別紙理由書、弁明書別添13-3及び13-4）。

当該贈与は、保護申請の以前に行われたものであり、直ちに資産活用を忌避したものと認められない。

ウ 処分庁は、当該贈与は、本件資産の活用を怠る意図や忌避は見受けられないと認定したが、「請求人が本件物件の資産形成者であることを勘案す

ると、長女の資産ではなく、請求人の資産として活用を優先すべき」、「当該贈与は本件資産を無償で譲渡したことを意味するため、資産を活用したとは言えない」、「本件資産は今後も請求人の居住の用に供されるとは認められない」、「本件資産は、処分価値が利用価値に比して著しく大きい」ことを理由として長女の本件資産の保有を認めず、売却し請求人の生活維持に活用すべき資産と認定した（弁明書3-(6)、4頁4-(1)、本件処分の「1 却下理由」）。

エ 本件資産は、本件保護申請の約一月前に請求人から長女に贈与され、所有権は長女に移転した。処分庁はこれを本件資産の活用を怠るものや忌避するものではないと認定したが、「資産形成者は請求人であるから、長女の所有ではなく、請求人の生活維持に活用すべき（弁明書3-(6)）」として、請求人には活用できる資産があると判断した。しかしながら、資産形成者であることをもって長女の適法な所有権や居住権を否定できる法的根拠は示されていない。

また長女は、請求人の老人ホームへの入居後も本件資産に居住し、請求人の出身世帯の生計を維持するため就職し自立を目指しているものと認められる（審査請求書別紙理由書）。本件処分は、実質的に長女の本件資産の保有を否認したものであるが、長女が居住し生計維持のため活用している資産の保有を否認できるものではなく、またかえって出身世帯の自立を阻害するものと考えられ、この点からも容認できるものではない。

以上のことから、請求人に本件資産を売却しその生活維持に活用する権利はないと言うべきである。

オ 処分庁は、長女から聴取した請求人の疾病の状況や老人ホームの入居契約が1年となっていることを根拠に、請求人が今後も本件資産に居住することはないと判断したとしている（審理員の職権による質問に対する回答書の質問5-(1)に対する回答）が、請求人は要介護2であり、長女は、「請求人に徘徊癖があり常時目が離せない状況にある」、「請求人の年金だけでは、請求人を家に帰しても二人で生活はできない」と述べている（審査請求書別紙理由書）ことから、請求人は本件資産における介護条件が整えば、十分に出身世帯に復帰できる程度の病態にあったものと認められ、処分庁のこの判断には疑義がある。

カ 処分庁は、本件資産の処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められることを処分理由としているが、前記エで述べたとおり、そもそも本件資産は請求人が売却して活用できるものではないから、この処分の理由は認められない。

キ 以上のことから、本件資産を請求人がその生活維持に活用できるとした処分庁の判断には、違法・不当な点がある。

### (3) 請求人の主張について

ア 請求人は、本件資産を売却すると、直ちに長女の生活が困窮することとなると主張し（審査請求書別紙理由書）、処分庁は、長女は請求人とは生計を別にする別世帯で、本件資産を処分したことで長女が生活困窮に陥る可能性があるとしても、請求人の生活保護の要否及び程度の決定とは別個で勘案すべき事項であり、長女の生活が困窮するなら居住しているA村で生活保護を受給できるから、請求人が売却し活用すべきであると主張して

いる（弁明書4頁4-（2））。

イ 前記(1)ーイのとおり請求人と妻及び長女は、それぞれ居住は別としていたが、同一生計に属し、長女が生計を管理していたものと認められる。長女世帯は請求人の出身世帯であり、また長女は、請求人の扶養義務者にあたるが、請求人と妻の介護のため申請当時就職しておらず、収入がなかった。したがって、本件資産を売却し、売却収入を請求人の生活維持に充てると、同一生計にある長女は住居を失い生活が直ちに困窮することは明らかであるが、このことについて本件処分の前に処分庁が検討した記録はなく、検討しないまま行った本件処分は明らかに不当と言える。

ウ 処分庁の主張は、明らかに本審査請求を受けての後付けの理由であり、本件処分による出身世帯の生活困窮の可能性について勘案する必要はないとするその主張は、明らかな誤りである。また、本件処分の結果、長女の生活が困窮するならA村で生活保護を受給できるとする主張は、長女的生活維持について検討しなかった証左とも言えるものであり、容認できるものではない。

エ 以上のことから、請求人の主張は認められるべきものであり、処分庁の主張には明らかな誤りがあり認められない。

#### (4) まとめ

本件資産は、保護申請の約一月前に請求人から長女へ贈与されたが、これをもって直ちに請求人が本件資産の活用を怠ったものや、活用を忌避しようとしたものということとはできない。

長女が所有し、その生活維持に供されている本件資産を、請求人が売却して活用できる資産と認めることはできないものであり、本件資産を活用できるから保護の要件を欠いているとした本件処分の理由には違法・不当な点が認められる。また、本件資産を売却すると長女的生活が直ちに困窮するとするその主張は認められるべきである。

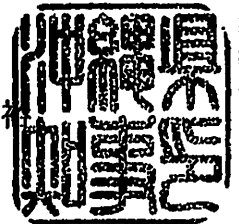
以上のことから、本件処分は違法・不当な処分であると言わざるを得ない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月16日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康徳



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄

県を代表する者は沖縄県知事となります。)として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄市を被告(訴訟において沖縄市を代表する者は沖縄市長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

て  
。に  
か  
充  
明  
は

、  
い  
の  
生  
も

の

こ  
う

し  
き  
が  
す

い。

(平



ら  
ま

を  
中